

部活動に係る活動方針

令和5年4月
仙台市立台原中学校

1 本校の運動部活動が目指すもの

【学校教育目標】
心身ともに健全で未来に向かってたくましく伸びていく人間性豊かな生徒の育成を目指す

- (1) 学校教育目標の実現のために、部活動を通して、生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた「生きる力」を育み、心豊かでたくましい生徒を育てる。
- (2) 部活動を通して、運動部はスポーツを楽しんだり、文化部は文化や音楽、芸術等の創作活動を楽しんだりし、生涯にわたって心身の健康を保持増進すること。
- (3) 学級、学年の枠をこえ、多くの仲間と関わりながら豊かな人間性や協調性、思いやりの心を育むとともに、安全に努め、ルールを守って活動させる。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 年間指導計画の作成

- ①顧問は、年間指導計画を作成する。
- ②顧問の作成する年間指導計画には、年間を通して基本となる休養日（活動日）及び参加予定大会日程等を明示する。

(2) 方針と計画の公表

- ・上記1，2の活動方針並びに年間活動計画を文書等で事前に生徒及び保護者に通知する。

(3) 毎月の活動計画の作成

- ・顧問は、毎月の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成する。

(4) 毎月の活動計画の通知

- ・顧問は、上記（3）の毎月の活動計画を文書等で事前に生徒及び保護者に通知する。

3 指導・運営に係る体制について

(1) 本校が設置する部活動

①令和5年度は下記の部活動を設置することとする。

種目	男子	女子	種目	男子	女子	種目	男子	女子
野球		○	陸上競技		○	サッカー		○
ソフトテニス	○	○	バレーボール	○	○	バスケットボール	○	○
バドミントン		○	剣道		○	卓球		○
吹奏楽		○	合唱		○	アート・クラフト		○
駅伝(短期)	○	○						

②顧問、外部指導者及び部活動指導員の有無については下記の通りである。

種目	顧問名	外部指導員	部活動指導員
野球			
サッカー			
陸上競技			
ソフトテニス		○	
バスケットボール		○	
バレーボール		○	
バドミントン			
剣道			
卓球			
吹奏楽			
合唱		○	
アート・クラフト			
駅伝（短期）			

(2) 保護者への説明

- ①部活動ごとに保護者へ説明する機会（部活動懇談会）を設定し、年間計画、活動日、休養日、参加する大会等について理解と協力を得る。
- ②顧問は、よりよい運営のために、必要に応じて保護者に説明する機会を設ける。

4 適切な活動時間及び休養日等の設定

(1) 学期中の休養日 *休養日とは朝も放課後も活動を行わない日

- ①学期中は、週2日以上以上の休養日进行ける。
※平日は少なくとも1日（原則水曜日を休養とする）、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ②土曜日及び日曜日に大会参加等で活動した場合は、原則として、休養日はほかの土曜日及び日曜日に振り替える。
※祝日、休日は土曜日及び日曜日と同じ扱いとする。
- ③定期考査前は5日前、実力考査は1日前より部活動中止とする。また、考査当日も中止とする。

(2) 長期休業中の休養日

- ①学期中に準じるものとするが、原則として、土曜日、日曜日及び祝日、休日、学校閉庁日を休養日とする。
- ②夏季学校閉庁日及び年末年始の学校閉庁日と連続させるなど、ある程度の長期間の休養期間（オフシーズン）とする。

(3) 強化練習期間（ハイシーズン）

- 強化練習期間（ハイシーズン）とは、運動部は中学校体育連盟が主催する大会、及び県大会などの上位大会に進んだ場合の一ヶ月前とする。文化部も同様とする。いずれの場合も学校長の許可と保護者の承諾を得て、活動時間の延長や活動日を増やすことができるものとする。

※活動時間や活動日を増やす場合には、生徒の健康状態や身体的な疲労に配慮しながら、部活動に対する意欲の維持、向上に努める。

(4) 平日の活動時間

	通常時	延長時	特別延長時
	活動終了時刻（完全下校時刻）		
3月～1学期	16:30	17:45（18:00）	18:15（18:30）
2学期～2月	（16:45）	17:15（17:30）	17:45（18:00）

※活動時間の延長、中止期間中の活動等については、生徒、保護者が希望する場合は保護者の同意を得て行うこと（同意書は起案）。実施の際は「部活動延長届・臨時活動願」を係に提出し、校長の許可を得て活動することができる。その際は原則顧問が活動につき、安全管理や健康管理等に十分配慮し、事故防止に努める。

※延長時、特別延長時でも、活動時間は長くとも2時間程度とする。

(5) 長期休業日及び土曜日、日曜日、祝日、休日、学校の休業日の活動時間

- 原則として8時から17時のまでの時間で活動を行い、長くとも3時間程度とする。

(6) 朝練習の制限

- 朝練習については原則禁止とする。ただし、強化練習期間（ハイシーズン）は、学校長の許可と保護者の承諾を得て実施できる。
- 施設の利用上、放課後の活動制限等、生徒の健康には十分配慮し、保護者の同意を得て実施する。なお、活動時間は7時30分から8時までとする。

※朝練習を行ったうえで放課後の活動時間を特別延長することは認められない。

※朝練習、放課後の練習を合わせて活動時間は長くとも2時間程度とする。

5 適切な指導

(1) 生徒の心身の健康管理

- 生徒の健康観察やスポーツ障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活を送ることについて配慮しながら指導にあたる。

(2) 事故防止

- 活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等に留意しながら指導にあたる。

(3) スクールコンプライアンスの遵守

- ・体罰，ハラスメントの根絶とともに適切な指導を行う。

6 参加する大会等の検討

(1) 参加する大会等の精選

- ①顧問は，本校生徒にとっての教育上の意義並びに本校生徒の負担を考慮して，中学校体育連盟が主催または共催する大会（文化部においては同等の大会やコンクール）を基本とし，本校として参加する大会等を精選するよう努める。
- ②顧問は，生徒にとっての教育上の意義並びに生徒への負担を考慮して，練習試合等を計画するよう努める。

(2) 参加する大会や校外で行う練習試合等への移動手段

- ・生徒の移動については，原則として公共交通機関を利用することとする。

※公共交通機関の利用が困難な場合には，保護者の共通理解と了解を得て，保護者に協力を求める。